

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスの重要事項説明書

ご利用者名	様
-------	---

飯山市社協ヘルパーステーション ゆきつばき

飯山市大字飯山7355番地4

電話 62-2915（飯山市社協介護保険事業） FAX 62-2920

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

サービス提供責任者

氏 名 西澤千鶴
藤崎まりこ
嶋田ます美

サービス相談窓口

担当者 管理者 西澤千鶴

苦情相談窓口

受付担当者 藤崎まりこ
解決責任者 西澤千鶴

訪問介護に関する相談、要望等はサービス提供責任者かサービス相談窓口担当者までお申し出ください。

1. 飯山市社協ホームヘルプサービス事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地

事業所名	ヘルパーステーション ゆきつばき
所在地	飯山市大字飯山 7 3 5 5 番地 4
事業所番号	2 0 7 1 3 0 0 0 7 9
通常の事業の実施区域	飯山市の区域

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	ヘルパーステーションゆきつばき
管理者		1 名
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名以上(うち 1 名管理者)
従業者	介護福祉士	7 名以上(管理者・サービス提供責任者兼務)
	ヘルパー 2 級修了者	1 0 名以上
	その他	

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	年中無休				
サ ー ビ ス 提 供 時 間	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	

2. 利用料金

別紙「サービスご利用料一覧表」をご参照ください。

※ 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

キャンセル料

ご利用の 2 4 時間前までにご連絡	無 料
ご利用の 1 2 時間前までにご連絡	利用料の 3 0 %
ご利用の 2 時間前までにご連絡	利用料の 5 0 %
ご利用の 2 時間前までにご連絡がなかった場合	利用料の 1 0 0 %

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助
- ② 入浴介助
- ③ 排泄介助
- ④ 清 拭
- ⑤ 体位変換
- ⑥ 自立生活支援のための見守りの援助

その他制度に準ずる内容

(2) 生活援助

- ① 買い物
 - ② 調 理
 - ③ 掃 除
 - ④ 洗 濯
 - ⑤ 薬の受け取り
- その他制度に準ずる内容

(3) 身体生活

身体介護の前後に生活援助を行う場合

(4) 以下のサービス内容は、介護保険制度上、サービス提供できかねますのでご了承下さい。

- ・医療行為や年金等の金銭の取扱い。(ただし買い物等に伴う少額の金銭の取扱は可能です。また、特別な事情がある場合その限りではありません。)
- ・利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。
- ・主として利用者が使用する居室以外の清掃。
- ・商品の販売や農作業等生産の援助的な行為。
- ・草むしり、植木の剪定、草木の水やり、ペットの世話など。
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。
- ・来客の応接（お茶、食事の手配など）
- ・特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）

(5) 感染症の予防及びまん延防止の為、利用者又はその家族に体調不良があった際には、事業所の従事者にご連絡下さい。

4. 当事業所の訪問介護の特徴

(1) 運営の方針

介護保険法の法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービス提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	
ホームヘルパーの変更の有無	○	変更を希望される方はお申し出ください。
男性ホームヘルパーの有無	×	
職員の研修の有無	○	年2回以上研修を実施します。
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

5. 緊急時の連絡先

サービス提供中に容体の変化があった場合は、事前お打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡します。

主 治 医	主治医名		
	連絡先		
ご 家 族	氏 名	①	②
	連絡先		
居宅介護支援事業所	事業所名		
	連絡先		

6. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所ご利用お客様相談・苦情窓口 (表紙に記載)
当事業所に関するご相談・苦情を承ります。
- ② 第三者委員の相談窓口 (別紙ご案内に記載)
事業所の職員に直接言えない場合は、第三者委員に申し出てください。事業所の職員ではなく、第三者的な立場で公平に相談を受け付けています。
- ③ 市の相談・苦情窓口
飯山市役所 保健福祉課高齢者介護保険係 電 話 0269-62-3111
- ④ その他介護保険法上の苦情処理機関
長野県国民健康保険団体連合会 電 話 026-238-1580

7. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
代表者職・氏名 会 長 山 室 茂 孝
所在地・電話番号 飯山市大字飯山1211番地の1 0269-62-2840
定款の目的に定めた事業・事業所数

- | | | | |
|---|-----------------|---------|-----|
| 1 | 居宅介護支援事業 | 1カ所 | |
| 2 | 訪問介護事業 | 1カ所 | |
| 3 | 通所介護事業 | 3カ所 | 4単位 |
| 4 | 短期入所生活介護事業 | 2カ所 | |
| 5 | 障害福祉サービス事業 | 1カ所 | |
| 6 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 通所型サービス | 3カ所 |
| 7 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 訪問型サービス | 1カ所 |
| 8 | その他これに付随する業務 | | |

年 月 日

訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 名 称 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
介 護 保 険 事 業

所在地・電話番号 飯山市大字飯山7355番地4 0269-62-2915

説明者 所 属 飯山市社協ヘルパーステーション ゆきつばき
氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____